

# 大分県建築基準法施行細則

(昭和46年11月5日 大分県規則第81号)

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)、及び大分県建築基準法施行条例(昭和46年大分県条例第27号。以下「条例」という。)、の施行並びに大分県使用料及び手数料条例(昭和31年大分県条例第27号。以下「手数料条例」という。)、の規定に基づく確認申請等手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の経由)

第2条 法、政令、省令、条例及びこの規則の規定により知事又は建築主事に提出する書類は、当該建築物、工作物、建築設備又は道路敷地の所在地を所轄する土木事務所長を経由しなければならない。ただし、知事が別に指定した場合は、この限りでない。

(確認申請等手数料の減免)

第3条 都市計画法(昭和43年法律第100号)若しくは土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による事業又はその他の公共事業を施行するために建築物若しくは工作物を建築する場合における法第6条第1項に規定する確認の申請、法第7条第1項に規定する完了検査の申請及び第7条の3第2項に規定する中間検査の申請の手数料(以下「確認申請等手数料」という。)の額は、手数料条例別表第3の建築基準法関係事務の項の手数料のうち次の各号に掲げる手数料の額の2分の1とする。

- 一 建築物確認申請手数料(構造計算適合性判定を要する場合に加算する額を除く。)
- 二 建築設備確認申請手数料
- 三 建築設備計画変更確認申請手数料
- 四 工作物確認申請手数料
- 五 工作物計画変更確認申請手数料
- 六 建築物完了検査申請手数料
- 七 建築設備完了検査申請手数料
- 八 工作物完了検査申請手数料
- 九 中間検査を受けた建築物完了検査申請手数料
- 十 中間検査を受けた昇降機完了検査申請手数料
- 十一 建築物中間検査申請手数料
- 十二 昇降機中間検査申請手数料
- 十三 工作物中間検査申請手数料

2 災害により住宅を滅失し、又は破損した者が、その災害の発生した日から1年以内にこれを建築し、又は大規模の修繕をする場合における確認申請等手数料(建築物確認申請にあつては構造計算適合性判定を要する場合に加算する額を除く。)は、免除する。

3 前2項の規定により確認申請等手数料の減額又は免除を受けようとする者は、それを証する書類を当該申請書に添えなければならない。

第4条 削除

( 建築面積の敷地面積に対する割合の緩和 )

第 5 条 法第 5 3 条第 3 項第 2 号の規定により知事が指定する敷地は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 周辺の長さの 3 分の 1 以上が道路又は公園、広場、川、海その他これらに類するものに接する敷地
- 二 周辺の長さの 6 分の 1 以上が幅員 1 2 メートル以上の道路に接する敷地
- 三 周辺の長さの 6 分の 1 以上が道路に接し、かつ、その道路の反対側に公園、広場、川、海その他これらに類するものがあり、これらとその道路との幅員の合計が 1 2 メートル以上である敷地

( 道路面と敷地地盤面に高低差がある場合 )

第 6 条 政令第 1 3 5 条の 2 第 2 項の規定による前面道路の位置は、建築物の敷地の地盤面から 1 メートルだけ低い位置にあるものとみなす。

( 意見の聴取の請求 )

第 7 条 法第 9 条第 3 項又は第 8 項 ( 法第 1 0 条第 4 項、法第 4 5 条第 2 項、法第 8 8 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、法第 9 0 条第 3 項又は法第 9 0 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。 ) の規定による意見の聴取を請求しようとする者は、その請求の趣旨その他必要な事項を記載した意見の聴取請求書 ( 第 1 号様式 ) を知事に提出しなければならない。

( 意見の聴取の公告 )

第 8 条 意見の聴取の公告は、意見の聴取に係る建築物 ( 工作物及び道路敷を含む。 ) の所在する市町村の区域を管轄する土木事務所の掲示板その他適当な場所に掲示して行う。

2 前項の公告は、事件の性質により必要と認める場合においては、同項の規定によるほか大分県報に登載して行う。

( 意見の聴取の放棄 )

第 9 条 法第 9 条第 5 項 ( 同条第 8 項、法第 1 0 条第 4 項、法第 4 5 条第 2 項、法第 8 8 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、法第 9 0 条第 3 項又は法第 9 0 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。次条において同じ。 ) の規定による通知又は法第 4 6 条第 2 項若しくは法第 4 8 条第 1 5 項の規定による公告により出頭を求められた者が、通知書又は公告に示された期日及び場所に出頭しないときは、その者は意見の聴取の機会を利用する権利を放棄したものとみなす。ただし、出頭を求められた者が、特別の理由により出席できない旨をあらかじめ文書をもつて知事に届け出た場合は、この限りでない。

( 意見の聴取の代理人及び証人の出席 )

第 1 0 条 法第 9 条第 5 項の規定による通知を受けた者が、代理人又は証人を出席させるときは、あらかじめ文書をもつて知事に届け出なければならない。

( 意見の聴取の参考人の出席 )

第 1 1 条 知事は、意見の聴取に際し参考人の出席を求め、その意見を徴することができる。

( 意見の聴取の秩序維持 )

第 1 2 条 知事は、意見の聴取の秩序を維持するため必要があるときは、出席者を制限し、又は退場を命ずることができる。

( 意見の聴取の延期 )

第 1 3 条 知事は、災害その他やむを得ない理由により、意見の聴取を行うことができない場合又は第 9 条ただし書の規定により、届出をした者について必要と認める場合には、意見

の聴取の期日を延期することができる。

2 前項の規定により期日を延期するときは、第8条の規定を準用する。

(確認申請書の添付図書)

第14条 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認(以下「建築の確認」という。)の申請書には、省令第1条の3、第2条の2又は第3条に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

一 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物(これらの用途の一部を供する建築物を含む。)を建築する場合にあつては、工場・危険物調書(第2号様式)

二 建築物に屎し尿浄化槽を設置する場合にあつては、その構造設備に関する屎し尿浄化槽設置概要書(第3号様式)

三 がけ(条例第2条に規定するものをいう。以下同じ。)に近接して建築物を建築する場合にあつては、がけの形状、土質等を示す図書

四 建築物に予備電源を有する照明設備又は換気、排煙若しくは避雷の設備を設置する場合にあつては、これらの設備の設計図書

五 3階以上の階にはめごろし窓を有する場合にあつては、その主要部分の材料の種別及び寸法を示す図書

六 その他建築主事が必要と認める図書

(許可申請書の添付図書)

第15条 法の規定(法第86条第3項及び第4項並びに法第86条の2第2項及び第3項を除く。)による許可を受けようとする者は、許可申請書に省令第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

一 法第48条第1項から第13項までのただし書の規定による許可で、工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物(これらの用途の一部を供する建築物を含む。)に係るものについては、機械配置を明示した図書及び前条第1号に規定する工場・危険物調書

二 法第56条の2第1項ただし書の規定による許可については、省令第1条の3第1項の表2の(30)項に掲げる図書のうち日影図及び日影形状算定表

三 その他知事が必要と認める図書

(確認等の取下げ)

第16条 法の規定による許可の申請書、認定の申請書又は建築の確認の申請書を提出した者は、知事又は建築主事が許可、認定又は確認をする前に当該申請書を取り下げようとするときは、許可申請書/認定申請書/確認申請書/取下届(第4号様式)を知事又は建築主事に提出するものとする。

(建築主等の変更等)

第17条 建築主は、建築の確認を受けた建築物について、工事監理者又は工事施行者を選定し、又は変更するときは、工事監理者/選定・変更/届(第5号様式)又は工事施行者/選定・変更/届(第6号様式)を建築主事に提出しなければならない。

2 法の規定による許可又は建築の確認を受けた建築物の建築主は、その工事完了前に建築主を変更するときは、建築主変更届(第7号様式)に許可通知書又は確認済証を添えて知事又は建築主事に提出するものとする。

(工事の取りやめ)

第18条 建築主は、法の規定による許可又は建築の確認を受けた建築物の全部又は一部の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届(第8号様式)に、次の各号に掲げる図書を添えて知事又は建築主事に提出するものとする。

- 一 許可通知書又は確認済証
- 二 建築物の一部を取りやめたときは、その部分を明示した設計図書

(施工状況報告)

第19条 木造以外の建築物で、3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートルを超えるものの建築主は、当該建築物が次の各号のいずれかに該当するときは、施工状況報告書(第9号様式)により速やかにその施工の状況を建築主事に報告しなければならない。

- 一 基礎及び各階の配筋を終了したとき。
- 二 鉄骨の建方を終了したとき。
- 三 その他建築主事が必要と認めてあらかじめ指定した施工の状況に達したとき。

(建築物の定期報告)

第20条 法第12条第1項の規定により知事が指定する建築物は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 別表の(ろ)欄に掲げる階を同表の(い)欄の当該各項に掲げる用途に供するもの(同表に掲げるもの(同表の(三)項に掲げるものを除く。)で、3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。)
- 二 別表の(い)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が同表の(は)欄の当該各項に該当するもの

2 省令第5条第1項の規定による報告の時期は、3年ごとの年の7月1日から12月20日までとする。

3 省令第5条第3項の規定により知事が定める書類は、省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書とする。

4 法第12条第1項の規定による調査は、報告日の前6月以内にしなければならない。

(建築設備等の定期報告)

第21条 法第12条第3項の規定により知事が指定する昇降機(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項に規定する性能検査を受けなければならないもの及び一戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。)及び法第6条第1項第一号に掲げる建築物のその他の建築設備は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 エレベーター及びエスカレーター
- 二 前条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物に設ける換気設備(中央管理方式の空気調和設備に限る。)排煙設備(法第35条の規定により設けた機械排煙設備に限る。)及び非常用の照明装置(法第35条の規定により設けた非常用の照明装置(非常用電源内蔵型のものを除く。)に限る。)

2 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の知事が指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 乗用エレベーター又はエスカレーターで、観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)
- 二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

三 メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で、原動機を使用するもの

3 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

一 第1項第一号に掲げる昇降機及び前項各号に掲げる昇降機等 4月1日から前年の報告を行った日（昇降機又は昇降機等の設置後最初に行う報告においては、法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日）の翌日から起算して1年（省令第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目（以下「大臣指定検査項目」という。）については3年ごとに）を経過する日の属する月の末日まで

二 第1項第二号に掲げる建築設備 毎年（大臣指定検査項目については3年ごとに）4月1日から12月20日まで

4 法第12条第3項の規定による検査は、報告の日前2月以内にしなければならない。

（不適格建築物の報告）

第22条 既存建築物が都市計画法第8条第1項の規定により地域若しくは地区の指定又は変更により、法第48条第1項から第13項まで、法第52条第1項又は第2項、法第61条又は法第62条第1項の規定に適合しなくなつた場合においては、当該建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合は、管理者）は、その指定又は変更の日から起算して6月以内に不適格建築物報告書（第10号様式）に省令第1条の3第1項の表1の（い）項に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

（道路位置の指定申請）

第23条 法第42条第1項第五号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、道路位置指定申請書（第11号様式）に、次の各号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

一 省令第9条に規定する図面及び承諾書（第12号様式）

二 指定申請者及び承諾者の印鑑証明書

三 不動産登記法（平成16年法律第123号）による最近の土地の登記事項証明書

四 字図

五 その他知事が必要と認める図書

2 知事は、前項の規定による申請が政令第144条の4第1項各号に掲げる道に関する基準に適合していると認めるときは、その旨を当該指定申請者に通知するものとする。

（道路の築造及び位置の標示）

第24条 前条第2項の規定による通知を受けた指定申請者は、当該通知に係る道路を築造し、かつ、その道路の起点すみ切の場所に位置の標識（第13号様式）を設置しなければならない。

2 指定申請者は、前項の規定により築造を完了し、かつ、位置の標識を設置したときは、工事完了報告書（第14号様式）を知事に提出し、検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により設置した位置の標識は、知事の委任又は命令を受けた県の吏員が立ち会わなければ、これを移動してはならない。

（私道の変更及び廃止）

第24条の2 法第42条第1項第三号若しくは第五号又は同条第2項若しくは第3項の規定による私道を変更し、又は廃止しようとする者は、私道／変更・廃止／申請書（第15号

様式)に、省令第九条に規定する図面及び承諾書を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により申請された私道の変更又は廃止を認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。この場合において、私道の廃止に係る通知を受けた申請者は、速やかにその標識を除去しなければならない。

(道路とみなされる道の指定)

第25条 法施行の際に、又は法施行後都市計画区域として指定された際に、現に存在する幅員4メートル未満、1.8メートル以上の道で、一般の交通の用に供されているものは、法第42条第2項の規定により、同条第1項の道路とみなす。

(屎し尿浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障があると認める区域の指定)

第25条の2 政令第32条第1項の表の特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市及び宇佐市を除く大分県の区域のうち、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた事業計画において2年以内に処理区域となることが予定されている区域を除いた区域とする。

(垂直積雪量)

第25条の3 政令第86条第3項に規定する垂直積雪量の数値は、次の表の上欄に掲げる区域に応じて、同表の下欄に掲げる式によつて計算したものとする。

区域	垂直積雪量(単位 メートル)
豊後高田市	$0.00061s - 0.09rs + 0.21$
その他の区域(大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市及び宇佐市を除く。)	$0.00031s - 0.05rs + 0.10$
この表において、 $1s$ 及び $rs$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。 $1s$ 敷地の標高(単位 メートル) $rs$ 敷地の海率(敷地を中心とした半径20キロメートルの円の面積に対する当該円内の海の面積の割合をいう。)	

- 2 次の表の上欄に掲げる区域の垂直積雪量は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる数値によることができる。

区域	垂直積雪量(単位 メートル)
杵築市(大田を除く。)、臼杵市(野津町を除く。)、津久見市、国東市、東国東郡及び速見郡の区域のうち標高が200メートル以下の区域	0.15
竹田市、臼杵市(野津町に限る。)、豊後大野市、杵築市(大田に限る。)、由布市及び玖珠郡の区域のうち標高が500メートル以下の区域	0.25
豊後高田市の区域のうち標高が200メートル以下の区域	0.35

(認定申請書の添付図書)

第26条 法、政令又は条例の規定(法第86条第1項及び第2項並びに法第86条の2第1項を除く。)により知事の認定を受けようとする者は、認定申請書(政令第115条の2第1項第四号又は条例第18条、第19条、第20条第1項、第21条第1項若しくは第27条の規定による認定を受けようとする場合は第16号様式)に、省令第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他知事が必要と認める図書を添えて知事

に提出しなければならない。

(建築協定の認可申請書の添付図書)

第27条 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書(第17号様式)に建築協定書、省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる附近見取図及び配置図並びに協定しようとする建築物の基準を示す図面を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の建築協定認可申請書には、建築協定区域内における法第69条の規定による土地の所有者等の住所及び氏名を記載した建築協定同意書を添えなければならない。

3 法第74条の規定による建築協定の変更又は法第76条の規定による建築協定の廃止をしようとする者は、前2項の規定に準じ、建築協定/変更・廃止/認可申請書(第18号様式)を知事に提出しなければならない。

4 法第76条の3第6項の規定は、前項の場合に準用する。

(違反建築物の公告の方法)

第28条 省令第4条の17の規定による違反建築物の公告の方法は、建築基準法による命令の公告(第19号様式)を当該違反建築物又はその敷地内の見やすい場所及び当該建築物の所在する市町村の区域を管轄する土木事務所の掲示板に掲示して行う。

2 前項の公告は、事件の性質により必要と認める場合においては、前項の規定によるほか大分県報に登載して行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和46年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 建築基準法の一部を改正する法律(昭和45年法律第109号)附則第13項の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、用途地域に関する都市計画が決定される日までの間は、第5条中「法第53条第2項第二号」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律(昭和45年法律第109号)附則第13項の規定による改正前の建築基準法第55条第3項第2号」と、第6条中「法第56条第1項第一号」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律(昭和45年法律第109号)附則第13項の規定による改正前の建築基準法第58条第1項及び第2項」と、第9条中「法第48条第10項」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律(昭和45年法律第109号)附則第13項の規定による改正前の建築基準法第51条第2項」と、第15条中「法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書若しくは第8項ただし書」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律(昭和45年法律第109号)附則第13項の規定による改正前の建築基準法第49条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書及び第50条第1項若しくは第2項」と、第22条中「法第48条第1項から第8項」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律(昭和45年法律第109号)附則第13項の規定による改正前の建築基準法第49条第1項から第4項まで及び第50条第1項若しくは第2項」と、第26条中「法第57条第1項」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律(昭和45年法律第109号)附則第13項の規定による改正前の建築基準法第58条の2第1項」と読み

替えるものとする。

附 則（昭和 53 年規則第 37 号）

この規則は、昭和 53 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年規則第 16 号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

（定期報告）

2 この規則施行後、改正後の建築基準法施行細則第 20 条第 2 項の規定により 3 年ごとに行う定期報告の最初の年は、次の各号に定める年とする。

一 第 20 条第 1 項の表の（五）項に掲げる建築物にあつては、昭和 55 年

二 第 20 条第 1 項の表の（一）項又は（二）項に掲げる建築物にあつては、昭和 56 年

三 第 20 条第 1 項の表の（三）項又は（四）項に掲げる建築物にあつては、昭和 57 年

（経過措置）

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の相当の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（昭和 58 年規則第 57 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年規則第 10 号）

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年規則第 43 号）

この規則は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年規則第 52 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年規則第 58 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 5 年公布の日から施行する。

（報告に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の大分県建築基準法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている報告書その他の書類は、改正後の大分県建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）の相当規定に基づいて提出された報告書その他の書類とみなす。

（用途地域等に係る許可又は認定の申請手続きに関する経過措置）

3 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物又は建築物の部分については、この規則の施行の日から改正法第 1 条の規定による改正後の都市計画法第 2 章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定の告示の日までの間は、新規則第 15 条第一号、第 22 条及び第 26 条（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 86 条第 10 項に係る部分に限る。）の規定は適用せず、旧規則第 15 条第一号、第 22 条及び第 26 条（法第 86 条第 9 項に係る部



分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成6年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(定期報告)

2 この規則施行後、改正後の大分県建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)第20条第2項の規定により3年ごとに行う定期報告の最初の年は、次の各号に定める年とする。

一 第20条第1項の表の(一)項に掲げる建築物にあつては、平成9年

二 第20条第1項の表の(二)項に掲げる建築物にあつては、平成10年

三 第20条第1項の表の(三)項、(四)項又は(五)項に掲げる建築物にあつては、平成11年

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に改正前の大分県建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている報告書その他の書類は、新規則の相当規定に基づいて提出された報告書その他の書類とみなす。

附 則(平成11年規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の大分県建築基準法施行細則の規定は、平成11年5月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成11年4月30日以前に確認の申請がされた建築物に係る第17条及び第18条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の大分県建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている報告書その他の書類は、新規則の相当規定に基づいて提出された報告書その他の書類とみなす。

附 則(平成12年規則第72号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の普通河川取締条例施行規則、大分県河川管理規則、港湾区域等における行為の規制に関する規則、大分県港湾施設管理条例施行規則、大分県砂防指定地管理規則、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則、宅地造成等規制法施行細則、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則、都市計画法による建築等の許可の申請の手續等に関する規則、都市計画法施行細則、大分県建築士法施行細則又は大分県建築基準法施行細則(この項において「普通河川取締条例施行規則等」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の普通河川取締条例施行規則等の相当規定に基づいて提出された申請書その他

の書類とみなす。

附 則（平成 12 年規則第 122 号）

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 33 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 24 号様式の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 61 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 20 条及び第 21 条の規定に関わらず、法第 12 条第 1 項及び第 2 項に基づく報告については、平成 16 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 17 年規則第 111 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 33 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 57 号）

この規則は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

別表（第 20 条関係）

	（い）	（ろ）	（は）
	用 途	（い）欄の用途に供する階	（い）欄の用途に供する部分の床面積の合計
（一）	旅館又はホテル	3 階以上の階	300 平方メートル以上
（二）	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	3 階以上の階	300 平方メートル以上
（三）	劇場、映画館又は演芸場	避難階以外の階	200 平方メートル以上
（四）	観覧場（屋外観覧場は除く。）、公会堂又は集会場	3 階以上の階	300 平方メートル以上
（五）	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が 10 平方メートル以内のものを除く。）	3 階以上の階	500 平方メートル以上